

## Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan  
Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL <http://www.asb.or.jp/>



国際会計基準審議会御中

2006年5月22日

### IFRS 公開草案第 8 号「事業セグメント」に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、IFRS 公開草案第 8 号「事業セグメント」に対してコメントする。ここに記載されている見解は国際対応専門委員会のものである。

我々は、IFRS 公開草案第 8 号において示された米国財務会計基準審議会 (FASB) による FASB 基準書第 131 号に定めるマネジメント・アプローチの採用に基本的には賛成する。

今回、我々が指摘した点も考慮して、さらに、より適切なセグメント情報開示に向けて検討していただきたいと考えている。

以下、質問毎に、さらに詳細に見解を述べたい。

#### 1. FASB 基準書のマネジメント・アプローチの採用 (質問 1)

我々は、財務諸表利用者が最高意思決定者と同じ視点で企業経営を見ることができるとや、内部で利用しているものを開示に利用するので作成者の負担は軽減されること、非財務情報との整合性もとりやすいといったメリットもあることからマネジメント・アプローチの採用に基本的には賛成する。

#### 2. FASB 基準書第 131 号との相違 (質問 2)

IFRS 公開草案第 8 号では、第 22 項において「企業は、報告すべき各セグメントについて利益又は損失の測定値及び資産合計額を報告する。」としている。この一方で、第 24 項においては、「報告される各セグメントの項目の金額は、セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で、最高意思決定者に報告される測定値でなければならない。」「最高意思決定者が使用するセグメント資産の測定値中に含まれている資産のみを、当該セグメントとして報告しなければならない。」とされており、資産情報が開示されないケースがあり得ると読めてしまう。

各セグメントについて何らかの資産情報を、企業が開示することが必須であるのかどうかについて、第 22 項と第 24 項の関係を明確にすべきであると我々は考えている。

資産情報が全く開示されないことになるのは問題であると考えている。

### 3. 基準の範囲（質問3）

第2項において、IFRS 公開草案第8号を適用すべき企業の範囲が、現在のIAS第14号を適用すべき企業の範囲に比べ、拡大されることが示されているが、適用範囲を拡大するのであれば、その理由を明確に示すべきであると考えている。

### 4. 調整表の水準（質問4）

調整表を個々の報告すべきセグメントに要求しないという案に賛成する。

セグメント情報でのマネジメント・アプローチの採用は、財務諸表利用者が最高意思決定者と同じ視点で企業経営を見るということからであり、最高意思決定者が使用していないGAAPベースの数値は不要と考えられること、また、個々のセグメントごとのGAAPベースの数値を作成することは、マネジメント・アプローチ採用の理由の1つである、「内部で利用しているものを開示に利用するので作成者の負担は軽減される」ということにも反すると考えられることから個々の報告すべきセグメントにまで調整表を要求すべきではないと考える。

### 5. 地域別資産情報（質問5）

所在地別の資産情報について、現状、FASB 基準書第131号では有形固定資産を開示しているが、IFRS 公開草案第8号では非流動資産（無形資産を含んだ固定資産）を提案している。そして日本基準は、流動資産を含む総資産をベースに開示している。

リスク資産は固定資産に限られるわけではなく、流動資産項目にも存在するという観点から、我々は、どの程度の資金が当該地域に投資されているのかという全体像を把握できることが望ましいと考える。そのため、リスク資産金額の代替として、日本基準のような資産総額での開示も検討すべきであると考えている。例えば、不動産会社における販売用不動産やプラント工事会社の未成工事支出金等が、地域別資産情報の開示から除かれるのは問題であると考えている。

我々のコメントがIASBの最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長